

監事報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の定款第26条の規定に基づき、本協会の監事の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 監事の報酬は、固定報酬と比例報酬の2種類とする。

(監事報酬の限度額)

第3条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。

2 比例報酬は、執務1日当たり1万円以内とする。

(報酬の支給)

第4条 監事に支給する固定報酬及び比例報酬の額は、前条に規定する限度額の範囲内において、理事会において決定した額とする。ただし、監事全員が承諾しない場合は、限度額より少ない額に決定することができない。

2 各々の監事の固定報酬の額は、監事の協議によって定める。

3 固定報酬は、前2項において決定した額を年4回以内で監事の協議によって定めた回数に分割して支給する。

4 比例報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

(期間計算)

第5条 監事が本協会の事業年度の途中で就任又は退任した場合の固定報酬の額は、1年を365日とした日割計算とする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は監事が協議して定める。

(改廃)

第7条 この規則を改廃するには社員総会で決議しなければならない。

附 則

この規則は、社員総会の決議のあった日（平成25年9月30日）から施行する。

別表

職名	報酬の限度額（年額）
監事	240,000円